

制度的に位置付けられた介護支援専門員の業務等について

1. 居宅介護支援等の基本方針等
2. 介護支援専門員・居宅介護支援等
3. 「指定居宅介護支援事業者」の業務（運営基準より）
4. 「介護支援専門員」の職務（運営基準より）
5. 介護支援専門員の業務実態
6. 施設の介護支援専門員の職務
7. 小規模多機能型居宅介護等における介護支援専門員の職務

1. 居宅介護支援の基本方針等①

※法…介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

※運営基準…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚令第38号)

○尊厳の保持

- ・要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスに係る保険給付等に関して必要な事項を定め、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。(法第一条関係)

○自立支援

- ・保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われなければならない。(法第二条関係)
- ・保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。(法第二条関係)
- ・居宅介護支援は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。(運営基準第一条関係)

○国民の努力及び義務

- ・国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健・医療・福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。(法第四条関係)

○公正・誠実

- ・介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供されるサービス(居宅、地域密着型、施設、介護予防、地域密着型介護予防)が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。(法第69条の34関係)

1. 居宅介護支援の基本方針等②

○適切なサービス提供

- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。(運営基準第一条関係)

○公正中立

- ・指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。(運営基準第一条関係)

○連携

- ・指定居宅介護支援事業者は、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。(運営基準第一条関係)

○医療との連携

- ・保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。(法第二条関係)
- ・指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。(運営基準第十二条関係)

○評価

- ・指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(運営基準第十二条関係)

2. 介護支援専門員・居宅介護支援等

○介護支援専門員の定義

・介護支援専門員とは、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービス（居宅、地域密着型、施設、介護予防、地域密着型介護予防）を利用できるよう市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。（法第七条第五項関係）

○居宅介護支援の定義・業務

・居宅介護支援とは、居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。（法第八条第二十三項関係）

○介護予防支援の定義・業務

・介護予防支援とは、居宅要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいう。（法第八条の二第十八項）

3. 「指定居宅介護支援事業者」の業務(運営基準より)①

○内容及び手続の説明及び同意

- ・指定居宅介護支援に関する運営規定等の説明を行い、利用申込者等の同意や理解を得なければならない。(運営基準第四条関係)

○サービス提供困難時の対応

- ・利用申込者に対し、適切な指定居宅介護支援の提供が困難な場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介等の措置を講じなければならない。(運営基準第六条関係)

○受給資格等の確認

- ・指定居宅介護支援の提供を求められた場合、被保険者証により、要介護認定の有無等確かめるものとする。(運営基準第七条関係)

○要介護認定の申請に係る援助

- ・被保険者の要介護認定に係る申請について、必要な協力又は援助を行わなければならない。(運営基準第八条関係)

○利用料等の受領

- ・交通費の支払いを受ける場合には、利用者等に対しその費用等について説明し、利用者の同意を得なければならない。(運営基準第十条関係)

○法定代理受領サービスに係る報告

- ・毎月、市町村(国保連)に対し、居宅サービス計画に法定代理受領サービスとして位置付けたサービスに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出しなければならない。(運営基準第十四条第一項関係)

○利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

- ・利用者から申し出があった場合などは、利用者に対し、直近の居宅サービス計画等の書類を交付しなければならない。(運営基準第十五条関係)

3. 「指定居宅介護支援事業者」の業務(運営基準より)②

○利用者に関する市町村への通知

- ・正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態の程度を増進させた場合などは、市町村に通知しなければならない。(運営基準第十六条)

○勤務体制の確保

- ・介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。(運営基準第十九条関係)

○秘密保持

- ・介護支援専門員等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。(運営基準第二十三条関係)
- ・利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。(運営基準第二十三条関係)

○居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

- ・居宅サービス計画の作成又は変更に関し、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける指示等を行ってはならない。(運営基準第二十五条関係)
- ・特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品等を收受してはならない。(運営基準第二十五条関係)

○苦情処理

- ・利用者等からの苦情に適切に対応し、その内容等を記録しなければならない。(運営基準第二十六条関係)
- ・市町村・国保連の調査等に協力しなければならず、指導・助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。(運営基準第二十六条関係)

○記録の整備

- ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。(運営基準第二十九条関係)
- ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存しなければならない(運営基準第二十九条関係)

4. 「介護支援専門員」の職務(運営基準より)①

○サービス提供方法等の説明

- ・利用者等にサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。(運営基準第十三条二号関係)

○自立した日常生活の支援

- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活支援のため、心身の状況等に応じ、継続的・計画的にサービス等の利用が行われるようにしなければならない。(運営基準第十三条三号関係)

○居宅サービス計画へのインフォーマルサービスの位置付け

- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、介護保険サービス以外のサービス等も含めて、位置付けるよう努めなければならない。(運営基準第十三条四号関係)

○地域のサービスに関する情報提供

- ・利用者によるサービスの選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関するサービス内容等の情報を適正に利用者等に対して提供する。(運営基準第十三条五号関係)

○アセスメント(解決すべき課題の把握)

- ・利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)をしなければならない。(運営基準第十三条六号関係)
- ・アセスメントは、居宅を訪問し、利用者等に面接して行わなければならない。(運営基準第十三条七号関係)

○居宅サービス計画の原案作成

- ・アセスメントの結果等に基づき、最も適切なサービスの組合せについて検討し、提供されるサービスの目標等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。(運営基準第十三条八号関係)

○サービス担当者会議の開催

- ・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等の情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。(運営基準第十三条九号関係)

4. 「介護支援専門員」の職務(運営基準より)②

○利用者への説明と同意

- ・居宅サービス計画の原案の内容について、利用者等に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。(運営基準第十三条十号関係)

○モニタリング(居宅サービス計画の実施状況の把握)

- ・居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整を行うものとする。(運営基準第十三条十二号関係)
- ・モニタリングにあたっては、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、面接することにより行わなければならない。(運営基準第十三条十三号関係)

○円滑な居宅生活への移行の援助

- ・介護保険施設等から退院・退所しようとする要介護者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。(運営基準第十三条十七号関係)

○主治医との連携

- ・利用者が、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合等には、主治の医師等の意見を求めなければならない。(運営基準第十三条十八号関係)
- ・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとする。(運営基準第十三条十九号関係)

○指定介護予防支援事業者との連携

- ・利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者に必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。(運営基準第十三条二十四号関係)

5. 介護支援専門員の業務実態

○介護支援専門員の業務の実態を見ると、「事務作業及びその他業務」や「ケアマネジメント業務以外の業務」にも約30時間労働時間を投入している。

ケアマネジャー1人1月の労働投入時間(時間)

	利用者宅 への訪問	利用者宅 以外への 訪問	来所	電話	サービス 担当者会 議/居宅 サービス 担当等へ の専門的 な意見の 照会	住宅改修 理由書・福 祉用具購 入理由書 の作成/入 所・入院施 設の紹介 に関わる 相談・情報 提供	アセスメン ト票の記入、 ケアプラン 作成・記入・入力	ケアプラン 作成以外 で利用者 に係る事 業所内で の業務	その他	担当以外 の利用者 へのケアマ ネジメント 業務
管理者	42.4	9.5	1.4	14.6	7.2	1.1	29.7	4.6	4.3	4.3
管理者で ない者	38.8	8.7	1.5	15.2	8.4	2.3	36.9	4.1	4.4	2.8
	報酬請求 に関わる 事務作業	関係機関 との連携・ 会議等及 びその他 業務	管理者業 務	研修・講 演・講師・ 出張	事務作業 及びその 他業務	ケアマネジ メント業務 以外に兼 務している 業務	合計			
管理者	8.5	11.8	9.7	19.9	15.5	14.7	199.4			
管理者で ない者	7.1	11.6	1.1	6.6	16.7	12.5	178.6			

6. 施設の介護支援専門員の職務

介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

- ・管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(運営基準第十二条第一項関係)
- ・施設サービス計画の作成にあたっては、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない。(運営基準第十二条第二項関係)
- ・入所者の心身の状況等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。(運営基準第二十二條の二関係)
- ・居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。(運営基準第二十二條の二関係)
- ・入所者の退所に際し、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携すること。(運営基準第二十二條の二関係)

※介護老人福祉施設においても、居宅介護支援と同様、「アセスメント(解決すべき課題の把握)、施設サービス計画の原案作成、サービス担当者会議の開催、入所者への説明と同意、モニタリング(施設サービス計画の実施状況の把握)」を行うこととなっている。

介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号)

- ・管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(運営基準第十四条第一項関係)
- ・施設サービス計画の作成にあたっては、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない。(運営基準第十四条第二項関係)
- ・入所者の心身の状況等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。(運営基準第二十四条の二関係)
- ・入所者の退所に際し、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健・医療・福祉サービスを提供する者と連携すること。(運営基準第二十四条の二関係)

※介護老人保健施設においても、居宅介護支援と同様、「アセスメント(解決すべき課題の把握)、施設サービス計画の原案作成、サービス担当者会議の開催、入所者への説明と同意、モニタリング(施設サービス計画の実施状況の把握)」を行うこととなっている。

(参考)生活相談員・支援相談員の職務

生活相談員(介護老人福祉施設)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

- ・入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。(運営基準第七条第四項関係)
- ・検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。(運営基準第七条第五項関係)

支援相談員(介護老人保健施設)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号)

- ・入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。(運営基準第八条第四項関係)
- ・検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。(運営基準第八条第五項)

7. 小規模多機能型居宅介護等における介護支援専門員の職務①

小規模多機能型居宅介護

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚労令第三十四号）

- ・管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（運営基準第七十四条第一項関係）
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第十三条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。（運営基準第七十四条第二項関係）
- ・管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（運営基準第七十七条第一項関係）

認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚労令第三十四号）

- ・計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。（運営基準第九十条第七項関係）
- ・介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。（運営基準第九十条第八項関係）
- ・認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。（運営基準第九十八条第二項関係）
- ・計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。（運営基準第九十八条第三項関係）
- ・計画の作成にあたっては、その内容について利用者等に説明し、同意を得なければならない。（運営基準第九十八条第四項関係）
- ・計画作成担当者は、他の介護従業者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。（運営基準第九十八条第六項関係）

7. 小規模多機能型居宅介護等における介護支援専門員の職務②

複合型サービス

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年三月十四日厚労令第三十四号)

- ・登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員置かなければならない。(運営基準第一百七十一条第八項関係)
- ・管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(運営基準第七十四条第一項関係)
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第十三条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。(運営基準第七十四条第二項関係)
- ・管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(運営基準第一百七十九条第一項関係)
- ・介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。(運営基準第一百七十九条第二項関係)

特定施設入居者生活介護

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚令第三十七号)

- ・計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。(運営基準第一百七十五条第七項関係)
- ・管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。(運営基準第一百八十四条第一項関係)
- ・特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。(運営基準第一百八十四条第二項関係)
- ・利用者・家族の希望、解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標・達成時期等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。(運営基準第一百八十四条第三項関係)
- ・計画の原案について、利用者等に説明し、同意を得なければならない。(運営基準第一百八十四条第四項関係)
- ・他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行うとともに、解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。(運営基準第一百八十四条第六項関係)

